

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

主要な事業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結持分変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第19期（2020年10月1日～2021年9月30日）

株式会社チェンジ

上記事項は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

■事業報告

主要な事業所（2021年9月30日現在）

① 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

② 子会社

株式会社トラストバンク	本社（東京都渋谷区）
株式会社 Orb	本社（東京都渋谷区）
株式会社ビーキャップ	本社（東京都中央区）
株式会社デジタルグロー スアカデミア	本社（東京都港区）

使用人の状況（2021年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
305名（179名）	85名増（91名増）

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名（29名）	1名（増減なし）	37.4歳	4.5年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,116百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	300百万円

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年10月14日
新 株 予 約 権 割 当 の 対 象 者		当社取締役、監査役及び従業員
新 株 予 約 権 の 数		125個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき 4,800株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 76,800円 (1株当たり 16円)
権 利 行 使 期 間		2017年10月16日から 2025年10月10日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 64個 目的となる株式数 307,200株 保有者数 4名
	監 査 役	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 38,400株 保有者数 2名

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 2016年7月29日付に1株を300株とする割合、2018年7月1日付に1株を2株とする割合、2019年1月1日付に1株を2株とする割合、2020年9月1日付に1株を2株とする割合、2021年1月1日付に1株を2株とする割合で行った株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年8月14日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の従業員及び取締役に対して、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2017年8月14日
新 株 予 約 権 割 当 の 対 象 者	当社取締役及び従業員
新 株 予 約 権 の 数	395個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 632,000株 (新株予約権1個につき 1,600株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個当たり 7,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 726,400円 (1株当たり 454円)
権 利 行 使 期 間	2019年1月1日から 2024年8月30日まで
行 使 の 条 件	(注) 1

(注) 1. 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は2018年9月期から2020年9月期までの各事業年度の当社営業利益の累積額が下記の各号に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の累積額を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益の累積額が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 営業利益の累積額が3,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される当社単体の損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社もしくは当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（以下、「当社取締役等」という。）または当社取締役等の相続人のいずれかであることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 2018年7月1日付で行った1株を2株の割合、2019年1月1日付で行った1株を2株の割合、2020年9月1日付で行った1株を2株の割合、2021年1月1日付に1株を2株とする割合とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 取締役及び社員が、法令や定款、社会規範及び社内規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- B) コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、コンプライアンス委員会が調査を実施し、問題がある場合は改善を指示しております。
- C) コンプライアンス違反の疑いがある行為に対する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう「内部通報規程」を制定し、厳格な措置を講じております。
- D) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会が原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、「文書保管管理規程」等の社内規則に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 損失の危険（リスク）につきましては、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- B) リスク管理に関する各部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査部門が監査を行っております。
- C) 業務遂行に関する連絡、報告の場として定期的に社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

- B) 取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、取締役はこの浸透を図っております。
 - C) 各取締役は、「業務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A) 関係会社管理責任者は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社の取締役の執行を監視・監督しております。
 - B) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととしております。
 - C) 定期的に子会社と会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。
 - D) 当社の内部監査部門は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員会長及び常勤監査役に報告しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項
- A) 監査役による監査の実効性を高め、かつ監査機能を円滑に遂行させるため、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、補助するための社員を置くことができません。これらの社員は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。
 - B) これら社員は、他の役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社はその要請に応じることとしております。
 - C) これら社員の人事異動・人事評価・懲戒処分につきましては、監査役の承認を得たうえで決定しております。
- ⑦ 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- A) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、経営会議に出席することができます。
 - B) 監査役は稟議書その他重要書類を閲覧でき、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。

- C) 取締役は、自己の職務執行過程において当社グループに著しい損害を与える恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
- D) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及び社員に対し直接求めることができます。
- ⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、不利な扱いを行うことを禁止し、また、懲戒その他の不利益処分の対象になることがないことを周知徹底しております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役兼執行役員会長と協議のうえ、特定の事項について内部監査実施者である内部監査部門に調査を求めることができます。また、監査役は、内部監査部門に対して、随時必要に応じて監査への協力を求めることができます。
- B) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- A) 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
- B) そのため、管理担当部署を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対策規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生したときは、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

C) 新規顧客との取引開始時においては、「与信管理規程」に基づき、インターネットによる独自調査に加え、信用情報機関等を利用した新聞、雑誌記事検索を行い取引開始前に十分な事前調査を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

経営及び業務執行に関わる意思決定機関として定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令及び定款に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次報告の業績について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。また、当社業務執行取締役、執行役員及び常勤監査役が出席する「経営会議」を原則月2回開催し、重要事項について審議を行いました。

② コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役及び社員に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的を実施しております。

内部監査を担当する内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員会長へ報告しております。

また、内部通報制度については、窓口（ホットライン）を設置し、内部通報窓口及び内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

③ リスク管理

「リスク管理規程」に基づき、各部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及び未然防止を継続的に図っているほか、進捗の状況について定期的に取り締役に報告しております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、代表取締役兼執行役員会長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査担当等と連携を図っており、また、取締役会への出席及び常勤監査役による重要な会議への出席並びに取締役・社員へのヒアリング等を通じて、監査の実効性を確保しております。

連結持分変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する 持 分					非支配持分	資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	合 計		
2020年10月1日残高	2,397	1,892	3,669	△0	7,959	1,447	9,406
当 期 利 益			4,104		4,104	8	4,113
その他の包括利益					-		-
当期包括利益合計	-	-	4,104	-	4,104	8	4,113
新 株 の 発 行	8,263	8,186			16,449		16,449
自己株式の取得				△1,405	△1,405		△1,405
資本金から剰余金へ の 振 替	△9,660	9,660			-		-
連結子会社の増資に よる持分の増減		1,913			1,913	1,914	3,828
支配継続子会社に対 する持分変動		1,433			1,433	△1,442	△8
子会社取得に係る非 支 配 持 分					-	11	11
所有者との取引額合計	△1,397	21,194	-	△1,405	18,391	483	18,874
2021年9月30日残高	1,000	23,086	7,774	△1,405	30,455	1,939	32,394

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	9社
主要な連結子会社の名称	株式会社トラストバンク 株式会社Orb 株式会社デジタルグロースアカデミア 株式会社ビーキャップ

連結範囲の変更

- （新規）・新規設立により、株式会社デジタルグロースアカデミア 他5社増加
- ・株式の取得により、株式会社ビーキャップの増加

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融

資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

その他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、当初は直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識

- 時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。
- (b) 償却原価で測定する金融負債
償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。
- 実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。
- (iii) 金融負債の認識の中止
当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ デリバティブ

当社グループは為替リスクをヘッジするための為替予約などのデリバティブ取引を利用しております。

デリバティブは当初、契約締結日における公正価値で認識し、その後公正価値で再測定しております。デリバティブの公正価値の変動から生じた利得又は損失は損益として認識しております。デリバティブは公正価値が正となる場合には金融資産として、負となる場合には金融負債として計上しております。

なお、上記のデリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しております。取得原価は、主として個別法に基づいて算定しており、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額としております。

(3) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 3－23年
- ・機械装置及び運搬具 2－6年
- ・工具器具及び備品 2－18年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) のれん

当社グループは、移転した対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を超過する場合、その超過額をのれんとして計上しています。一方、移転した対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を下回る場合、割安購入として差額を純損益に直接認識しています。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(5) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示して

おります。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3－5年
- ・商標権 10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(6) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債はリース開始日における未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

リース期間は、解約不能なリース期間に、リース契約を延長又は解約するオプションの対処期間を加えた期間としております。当該オプションの対象期間は、当社グループが延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合にのみ、解約不能期間に加えております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

現在価値の測定にあたってはリースの計算利率を用いて計算しております、リースの計算利率を容易に算定できない場合には、割引率として当社グループの追加借入利率を使用しております。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損

の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単元に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単元に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単元に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(8) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(9) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく営業投資有価証券の公正価値の変動等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

①NEW-ITトランスフォーメーション事業

NEW-ITトランスフォーメーション事業は新しいテクノロジー及びデジタル人材育成を通じて生産性と付加価値を向上させるサービスの提供が含まれます。

プロジェクト毎のソリューション提供業務等は、顧客に提供するサービス等の性質を考慮した結果、原価の発生がプロジェクトの進捗度を適切に表すと判断したため、発生したコスト等に基づいたインプット法に基づいて履行義務の充足に向けての進捗度を測定し収益を認識しております。

製品販売又はデジタル人材育成支援業務は、財又はサービスの提供を顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断しており、同時点で収益を認識しております。

②パブリテック事業

パブリテック事業は、主にふるさと納税のプラットフォームビジネスであり、主として顧客への寄付金納付時点で収益を認識しております。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、次の指標を考慮しております。

- ・ 特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・ 特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、在庫リスクを有している。
- ・ 特定された財又はサービスの価格の設定において裁量権がある。

なお、営業投資有価証券についてはIFRS第9号に基づき公正価値により測定する金融資産に分類し、当該公正価値の事後的な変動は営業投資有価証券に関する収益として表示しております。

(10) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（営業投資有価証券を除く）の変動等から構成されております。受取利息は実効金利法により発生時に認識しております。

金融費用は、主として実効金利法により計算される金利費用、借入金に対する支払利息、為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(11) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計上の見積りに関する注記

1. 活発な市場における市場価格のない金融商品の測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
営業投資有価証券 757百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、公正価値は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。なお、直近の取引価格について、取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。

これらの直近の取引情報が利用できない場合の企業価値評価には、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ、またはインカム・アプローチ等を用いています。

投資先の業績悪化や資金調達環境悪化といった投資価値の減少につながる事象が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあり、経済、企業活動に広範な影響を与える事象ではありますが、現時点での当社への影響は限定的であります。

当社では、当該影響が一定期間継続する仮定のもと、投資評価の会計上の見積りを行っております。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 4,409百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、企業結合で生じたのれんの評価に当たり、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、每期及び減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、割引率により将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた使用価値に基づき算定しております。

将来キャッシュ・フローは、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された3年間の事業計画を基礎とし、以降の期間の将来キャッシュ・フローは、成長率をゼロと仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いた継続価値を使用しております。また、事業計画には、市場成長率といった主要な仮定が用いられております。

当連結会計年度において、回収可能価額は資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っていますが、主要な仮定である割引率や市場成長率に重要な変動があった場合には、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 140百万円 |
| 2. 担保資産及び担保付債務 | |
| (1)担保に供している資産 | |
| 子会社株式会社 | 4,809百万円 |
| (2)担保に係る負債 | |
| 長期借入金（一年内返済予定長期借入金含む） | 1,053百万円 |
- (注) 上記の子会社株式に関しましては、連結財政状態計算書上、相殺消去しております。

連結持分変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 72,679,562株 |
| 2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 623,235株 |
| 3. 剰余金の配当に関する事項 | |
| 該当事項はありません。 | |
| 4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 1,288,800株 |

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	NEW-ITトランスフォーメーション事業	投資事業	パブリテック事業	合計
収益認識の時期				
一時点で移転される財又はサービス	1,530	-	12,403	13,934
一定期間にわたり移転するサービス	1,280	-	251	1,531
合計	2,811	-	12,654	15,465

(NEW-ITトランスフォーメーション事業)

NEW-ITトランスフォーメーション事業は新しいテクノロジー及びデジタル人材育成を通じて生産性と付加価値を向上させるサービスの提供が含まれます。プロジェクト毎のソリューション提供業務等は、顧客に提供するサービス等の性質を考慮した結果、原価の発生がプロジェクトの進捗度を適切に表すと判断したため、発生したコスト等に基づいたインプット法に基づいて履行義務の充足に向けての進捗度を測定し収益を認識しております。

製品販売又はデジタル人材育成支援業務は、財又はサービスの提供を顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断しており、同時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(投資事業)

投資事業はIPOの準備期間に入ったIT企業への投資であり、保有する営業投資有価証券の公正価値の事後的な変動による損益は、IFRS第9号に基づき「営業投資有価証券に関する収益」として純額で計上しております。

(パブリテック事業)

パブリテック事業は、ふるさと納税のプラットフォームビジネス等を運営しております。当業務の履行義務はプラットフォームのサービスを完了した時点で充足したと判断しており、主として顧客への寄付納付時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	2,913	3,123
契約資産	5	28
契約負債	52	89

契約資産は、NEW-ITトランスフォーメーション事業及びパブリック事業におけるコンサルティング契約・システム導入契約について、報告日時点で完了しているがまだ請求していない作業に係る対価に関連するものであり、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、52百万円であります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、IFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

4. 顧客との契約の獲得又は履行コストについて認識した資産

当グループにおいて、契約の獲得または履行のコストから認識した資産はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）、親会社所有者帰属持分比率及び親会社所有者帰属持分当期利益率であります。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。なお、契約上の支払の期日経過が90日超である場合には、債務不履行としてみなしております。

当社グループは、営業債権については、債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的であります。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク管理

当社グループは、外貨建ての債権債務取引について為替の変動リスクに晒されていますが、現時点の為替の変動が当社グループに与える影響は小さく、また、為替の変動リスクを低減するために為替予約取引を行い、為替リスクを低減しております。

(6) 金利リスク

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及びM&A資金等に必要となる資金を調達しております。これらの調達を変動金利で行う場合は、利息の金額が市場金利の変動に影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されています。変動金利相場の現状及び今後の見通しについては、常時モニタリングを行っています。

(7) 株価変動リスク

当社グループの保有する資本性金融商品（株式）のうち、市場性のある資本性金融商品は株価変動リスクに晒されております。なお、資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体（取引先企業）との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、次表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額 (*)	公正価値 (*)
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(1,469)	(1,505)
社債	(98)	(99)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、社債

社債及び長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり親会社所有者帰属持分 422円66銭
2. 基本的1株当たり当期利益 58円79銭

2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ビーキャップ

事業の内容 現在地の見える化ソリューション「Beacapp Here」、ビーコン管理プラットフォーム

「Beacapp」の開発・販売・運営

ビーコンの各種センサーを活用したアプリケーションの開発など

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ビーキャップの取得により、ユースケースの開発力の強化、クラウドサービス機能の獲得、顧客基盤の拡充が可能となり、クラウドサービスを通じて収集したログデータを活用した業務改善など、NEW-ITトランスフォーメーション事業におけるサービス価値・ソリューションのさらなる向上を図るためであります。

(3) 取得日

2021年3月19日

(4) 取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

71.3%

2. 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値及び非支配持分
(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値（現金）	677
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	16
その他の流動資産	105
非流動資産	63
流動負債	△72
非流動負債	△74
取得資産及引受負債の公正価値（純額）	38
非支配持分	11
のれん	650

当該企業結合に係る取得関連費用は5百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しております。

当該企業結合により生じたのれんは、NEW-IT事業セグメントに計上されております。のれんの主な内容は、主として株式会社ビーキャップの今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額に重要なものはありません。

3. 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	677
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	△16
子会社の取得による支出	660

4. 業績に与える影響

取得日から当連結会計年度末までに株式会社ビーキャップから生じた売上収益及び当期利益に関して、当社グループの連結損益計算書に与える影響は軽微です。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,397	2,348	9	2,357	1,662	1,662	△0	6,417
会計方針の変更による累積的影響額				-	△1	△1		△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,397	2,348	9	2,357	1,661	1,661	△0	6,415
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	8,263	8,263		8,263		-		16,527
当 期 純 利 益				-	399	399		399
自己株式の取得				-		-	△1,405	△1,405
株式交換による増加		17,505		17,505		-		17,505
資本金からその他資本剰余金への振替	△9,660		9,660	9,660		-		-
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△27,117	27,117	-		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-		-		-
当期変動額合計	△1,397	△1,348	36,778	35,429	399	399	△1,405	33,026
当 期 末 残 高	1,000	1,000	36,787	37,787	2,060	2,060	△1,405	39,442

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	140	140	3	6,561
会計方針の変更による累積的影響額		-		△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	140	140	3	6,559
当期変動額				
新株の発行		-		16,527
当期純利益		-		399
自己株式の取得		-		△1,405
株式交換による増加		-		17,505
資本金からその他資本剰余金への振替		-		-
資本準備金からその他資本剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	129	129	△0	129
当期変動額合計	129	129	△0	33,155
当期末残高	269	269	2	39,714

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

5. 引当金の計上基準

(1) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建売上債権及び外貨建仕入債務をヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に沿って、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

8. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載したNEW-ITトランスフォーメーション事業と同一の内容となっているため、注記を省略しております。

売上高及び売上原価

営業投資有価証券の売却額は売上高に計上し、営業投資有価証券の売却簿価は売上原価に計上しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②繰延資産の償却方法

株式交付費

株式交付費償却期間（3年）にわたり均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

この適用により、従来、プロジェクト毎のソリューション提供業務等は作業完了時点で収益を認識していましたが、顧客に提供するサービス等の性質を考慮した結果、原価の発生がプロジェクトの進捗度を適切に表すと判断したため、発生したコスト等に基づいたインプット法に基づいて履行義務の充足に向けての進捗度を測定し収益を認識する方法に変更しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

また、製品販売における代理人取引契約に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当事業年度より、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高が1百万円減少しております。

当該変更により当事業年度の売上高が411百万円、売上原価が417百万円それぞれ減少していますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

営業投資有価証券757百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券については、投資先の実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は売上原価に計上されます。

具体的には、投資先の実質価額が50%超下落している場合には、実質価額が著しく低下していると判断し、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けることができるかを検討し、相当の減額を行うべきかどうか検討しています。回復可能性の判断にあたっては、投資先企業の作成した事業計画等に基づき評価を行っております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、計画通りに事業が進捗しない場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあり、経済、企業活動に広範な影響を与える事象ではありますが、現時点での当社への影響は限定的であります。

当社では、当該影響が一定期間継続する仮定のもと、投資評価の会計上の見積りを行っております。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

取得時の超過収益力を実質価額に反映している関係会社株式 23,928百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

時価を反映することが極めて困難と認められる関係会社株式で、取得時の超過収益力等を実質価額に反映しているものについては、超過収益力等の毀損による実質価額の著しい低下の有無を検討しております。超過収益力等の毀損の有無は、事業計画の達成可能性に影響を受け、事業計画には、市場成長率といった主要な仮定が用いられております。

事業計画の主要な仮定である市場成長率に重要な変動があった場合には、実質価額が取得価額を下回る可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式	4,809百万円
--------	----------

(2) 担保に係る債務

金融機関借入金	1,075百万円
---------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	77百万円
-------------------	-------

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度の総額	21,600百万円
借入実行残高	-
差引額	21,600

4. 保証債務

(1) 下記事業用建物賃貸借契約に対し、債務保証をおこなっております。

株式会社トラストバンク（月額賃料）	0百万円
-------------------	------

(2) 下記後納郵便料金当の支払債務に対し、債務保証を行っています。

株式会社トラストバンク	40百万円
-------------	-------

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	106百万円
--------	--------

短期金銭債務	0百万円
--------	------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

営業収益 752百万円

営業費用 8百万円

営業取引以外の取引高 9百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当連事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式

623,235株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 40百万円

株主優待引当金 7

資産除去債務 5

仕掛品評価損 12

業績連動賞与 26

その他 20

繰延税金資産合計 113

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 119

資産除去債務に対応する除去費用 2

繰延税金負債合計 121

繰延税金負債の純額 7

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社トラストバンク	直接100%	経営指導料の受領(注)1、ライセンス販売・アドバイザー	746	売掛金	68
			銀行借入に対する債務保証(注)2	1,075	-	-
			増資の引受(注)3	114	-	-

(注) 1. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

2. 当社の金融機関からの借入に対して保証債務を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

3. 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産 551円12銭

2. 1株当たりの当期純利益 5円72銭

(注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。